
監 査 委 員 公 表

那監公表第 12 号
平成 27 年 4 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について

1. 真和志中学校屋内運動場改築工事（建築）

(4) 施工について

ア 施工関係

(エ) 工程管理

竣工日（期日）からの逆から工程表を作成させ、作業員労務工程（作業員確保）作成など対策が必要と思われる。何%遅れた時に「理由書」又は「変更工程表」を提出させるか明確にされることが望まれる。（要望事項）

☐ 上記事項に関する措置

完成予定時期までの変更工程表を作成し、作業員の確保状況と併せて、随時進捗状況の確認を行っております。また、毎月の進捗状況報告の際に、10%以上の遅れが生じた場合は、理由及び今後の対策を記入した「遅延理由書」を提出するよう現場説明書等に明記します。

(ク) 工事材料及び品質関係の書類

a 平板載荷試験を実施しているが、地耐力確認試験結果である。添加量 $50\text{kg}/\text{m}^3$ の根拠を明確にされること。（注意事項）

☐ 上記事項に関する措置

次のとおり根拠を明確にしました。

重機設置のための要求性能、地盤条件、施工条件及び現場における均一混合確保の最小添加量 $50\text{kg}/\text{m}^3$ （セメント系固化材による地盤改良マニュアルによる）から固化材添加量を $50\text{kg}/\text{m}^3$ と設定し、室内配合試験及び部分的な現場施工における平板載荷試験の結果を踏まえ、添加量を決定しました。

b 本工事の規格値ズレの杭（X5-Y6）は、150mm ズレがあった。

基礎の安全性の確認（無対策：現状でOK！）の根拠を担当設計士の確認書類として整えること。（注意事項）

☐ 上記事項に関する措置

すべての杭について芯ズレ寸法の精査を行い、100mm 以上のズレが生じているものについては、構造担当設計者が検討を行い、基礎に影響がないことを確認し、資料の整理を行いました。

イ 環境保全

- (オ) 周辺は、密集市街地で、住宅や学校、飲食店も多く立ち並び、歩行者も多いため現場出入り口や周辺の清掃を徹底し、夜間は保安灯の設置等を行なっている。本工事においては、具体的な環境パフォーマンス(数値)を設定し、実行してほしい。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

赤土等流出防止対策における排水基準や建設副産物・事業所ゴミのリサイクル等について、具体的な目標数値を設定し、記録を行うようにしました。

ウ 安全管理

- (イ) 本工事以外に別途発注工事(電気設備工事、機械設備工事)があった。労働安全衛生法第30条第2項の同一敷地での別途工事があり、法第30条の措置を講じる「元方事業者」を指名することが必要となる。(様式統一することが望ましい。)(注意事項)

また、指名された「元方事業者」は、毎月1回の「(仮称)労働安全衛生委員会」を開催し、議事録保存させ、「統括安全衛生責任者」としての職務遂行させることが望ましい。(注)今回工事は、作業員が常時50人以上にならないと思われる。よって、「統括安全衛生責任者に準ずる者」としての活動記録が必要となる。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

分割発注に伴い、同一現場に元請工事が複数あるため、現場説明書において、本工事請負者を幹事工区と指定しておりますが、改めて、特定元方事業者の指名通知を文書にて行いました。

また、指名された特定元方事業者は、毎月1回の安全施工協議会を関係請負人と開催しており、活動記録も整理されています。

(5)工事事務について(設計者・施工業者の選定、契約)

ウ 契約

- (エ) 契約約款48条(火災保険など)

繰越等の関係もあり、工期内検査を行なうとのことであるが、万一工期内検査におぼつかない場合は、検査完了日までの火災保険期間の延長が必要である。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

現在、工期の延長手続きを行っており、変更契約締結後は、保険期間につきましても速やかに工期+14日間の延長を行う予定です。

2. 平成 26 年度 1 工区久米地内公共下水道工事

(4) 施工について

ア 施工関係

(7) 関係諸官庁への届出

消防署長への「道路工事届出書」の確認ができなかったので整備させておくこと。(注意事項)

☐ 上記事項に関する措置

本工事の施工範囲にある道路においては、消防署長への「道路工事届出書」が必要な箇所と不要な箇所があるが、「道路工事届出書」の提出を要する箇所の施工は既に終了していたため、不備となっています。また、施工中の箇所においては、消防署長への届出を要しない事を確認しました。

今後は、このようなことがない様に指導してまいります。

(8) 打合せに関する書類

a 工事着工段階で「設計照査」を行なっているが、国土交通省の「設計照査ガイドライン」に沿い、統一された那覇市様式を作成させることが望まれる。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

国土交通省の「設計照査ガイドライン」は、道路工事に対する内容が主になっていることから、他先進都市の事例を参考に、下水道工事での設計照査内容を検討しています。

イ 環境保全

(7) 建設廃棄物処理に関する書類

c 建設廃棄物処理委託の契約書は適正に提出させ管理されていた。

追次で提出させる追加委託業者もある。よって、一連の処理業者フロー図(排出事業者⇒運搬業者(複数)⇒中間処理業者(複数)⇒最終処分業者(複数))を添付させると分かり易くなる。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり、建設廃棄物の種類ごとに処理業者フロー図を作成させました。

3. 平成 26 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事 (その2)

5 現場施工状況調査における所見

ウ 夜間の工事範囲への立入禁止措置を明確にされること。また、立入禁止を啓蒙掲示しておくこと。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

仮囲いによる立入禁止措置、また、一般の方が見やすい箇所へ立入禁止の掲示を行ないました。

エ 現在杭打工事は休止状態であったが、再開時は、杭施工中の泥飛散防止対策を実施して頂きたい。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

ネットを設置し、現場外への泥飛散防止対策を行ないました。

オ 杭施工時は、杭繋ぎ溶接が発生する。溶接箇所手元に消火設備を配置させるよう、徹底指導お願いする。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

溶接時は、消火器を手元に配置し、作業を行ないました。

カ 敷地近接にグラウンドゴルフ場があり、施工に際しての飛散及び作業員管理の指導徹底をお願いする。(要望事項)

☐ 上記事項に関する措置

ネットを設置し、飛散防止を行い、作業員への指導を行ないました。